

建設関連業務の委託契約に係る競争入札執行事務処理基準

平成 22 年 6 月 29 日
建 技 第 272 号

[沿革]平成 22 年 6 月 29 日付け建技第 272 号 平成 20 年 7 月 1 日付け建技第 189 号を全部改正、平成 23 年 3 月 22 日付け建技 859 号一部改正、平成 24 年 6 月 20 日付け建技 163 号一部改正、平成 24 年 7 月 9 日付け建技 217 号一部改正、令和 5 年 2 月 27 日付け建技 771 号一部改正、令和 6 年 3 月 14 日付け建技第 835 号一部改正

(趣旨)

第 1 この基準は、県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領（平成22年6月29日付け建技第270号。以下「県土条件付要領」という。）、県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札実施要領（平成22年6月29日付け建技第271号）、県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（平成24年9月25日付け建技第375号。以下「県土総合評価試行要領」という。）、広域振興局の審査指導監並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領（平成22年6月29日付け建技第261号。以下「振興局条件付要領」という。）、広域振興局の審査指導監並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札実施要領（平成22年6月29日付け建技総務第262号）及び広域振興局の審査指導監並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（平成24年9月25日付け建技第371号。以下「振興局総合評価試行要領」という）の規定により、建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札（簡易総合評価落札方式を含む。第12を除き、以下同じ。）及び指名競争入札の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 入札案件の登録から落札者の決定までの事務を、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電機通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムにより執行する入札をいう。
- (3) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (4) 地方公所 予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する地方公所をいう。

(入札の方法)

第 3 入札は、電子入札による入札参加者は公告（指名競争入札にあつては、指名通知。以下この項において同じ。）で指定された一定の期間に電子入札システムにより入札を行い、紙入札による入札参加者は公告で指定された一定の期間に封かんした入札書を提出し、入札執行者が期間経過後の公告に示した日時に開札する方法により執行するものとする。ただし、指名競争入札において、電子入札システムを使用できない場合にあつては、入札参加者を指名競争入札通知書で指定した日時に集合させ、一斉に入札書を提出させる方法によるものとする。

2 紙入札において、代理人により入札しようとする者がある場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。

3 前項の委任状が提出されたときは、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 委任者の氏名及び押印
- (2) 代理人の氏名及び押印
- (3) 委任事項

(入札の取りやめ等)

第 4 入札参加者が連合し、又は不穩の行為を行う等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者に入札させず、又は入札の執行を延期し、若しくは

取りやめることができる。また、この場合において、既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることができる。

- 2 指名競争入札において、第8の入札辞退者が多数生じたこと等により入札参加者数が5者を下回ることとなる場合で、競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札開始前にあつては入札を取りやめ、入札開始後にあつては入札を打ち切ることができる。

(開札場所に備える書類)

第5 開札場所には次表に掲げる書類を備えておくものとする。

	電子入札の場合	電子入札と紙入札が混在する場合	紙入札の場合
条件付一般競争入札	ア (簡易総合評価落札方式) 条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書の写し イ (簡易総合評価落札方式) 条件付一般競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書	ア (簡易総合評価落札方式) 条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書の写し イ (簡易総合評価落札方式) 条件付一般競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 オ 紙入札による入札参加者の封かんされた入札書	ア (簡易総合評価落札方式) 条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書の写し イ (簡易総合評価落札方式) 条件付一般競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 オ 入札調書
指名競争入札	ア 指名競争入札通知書の控え イ 指名競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書	ア 指名競争入札通知書の控え イ 指名競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 オ 紙入札による入札参加者の封かんされた入札書	ア 指名競争入札通知書の控え イ 指名競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 オ 入札調書

(入札参加者の確認)

第6 入札の執行に当たっては、次の各号に定めるところにより入札参加者の入札状況を確認するものとする。

- (1) 電子入札による入札参加者のみの場合は、入札書提出期限経過後に、電子入札システムにより入札参加者の入札状況を確認するものとする。
- (2) 電子入札による入札参加者と紙入札による入札参加者が混在する場合は、入札書提出期限経過後に、電子入札システム及び紙入札による入札参加者から提出された入札書により入札状況を確認するものとする。
- (3) 紙入札による入札参加者のみの場合は、入札書提出期限経過後に、入札参加者から提出された入札書により入札状況を確認するものとする。ただし、指名競争入札の場合は、最初に入札に付する委託業務名及び委託業務場所を読み上げた後、入札参加者を確認するものとする。

(条件付一般競争入札における不参理由の調査)

第7 入札参加資格を認められた者で入札に参加しない者がある場合は、必要に応じ当該不参理由を調査するものとする。

(指名競争入札における入札辞退)

第8 指名競争入札を辞退する者がある場合は、次の各号に定めるところにより、入札執行機関あて入札辞退の申し出を行わせることとし、理由の如何を問わないものとする。

- (1) 電子入札にあつては、入札日に電子入札システムにより入札辞退届を提出させるものとする。
- (2) 紙入札にあつては、入札辞退届(様式任意)を入札執行機関に直接持参又は郵送させるものとする。

とする。ただし、電子入札システムを使用しない入札の執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出させるものとする。

(開札)

第9 開札は、次の各号に定めるところにより執行するものとする。

(1) 電子入札システムを使用して入札を執行するときは、第6による入札参加者の入札状況等の確認後、電子入札システムにより開札を行うものとする。

(2) 電子入札システムを使用せずに入札を執行するときは、第6による入札参加者の入札状況等の確認後、開札を執行する旨を宣言し、条件付一般競争入札は入札書を開封し、指名競争入札にあつては入札書の提出を求めるものとする。

2 開札は、入札書を提出した者（以下「入札者」という。）立ち会いのもとに行うものとし、入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。ただし、電子入札にあつてはこの限りでない。

3 電子入札システムを使用せずに入札したときは、入札者の氏名、入札金額及び無効又は失格の事由の有無等を確認し、これを入札調書に記入するものとする。この場合において、記入した事項に誤りがないか確認するものとする。

(予定価格等の開封)

第10 予定価格調書の開封は、開札と同時に行うものとする。この場合において、当該予定価格調書の内容に誤りがないか確認するものとする。

(落札保留通知)

第11 条件付一般競争入札にあつては、開札後、入札参加者に対し県土条件付要領第13第4項、県土総合評価試行要領第17第4項、振興局条件付要領第13第4項又は振興局総合評価試行要領第17第4項の規定による通知を電子入札システム又はファクシミリにより行うものとする。

(落札者の決定)

第12 落札者の決定は、次により行うものとする。

(1) 条件付一般競争入札（簡易総合評価落札方式を除く。）の場合、入札調書に記入された最低入札価格が、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であることを確認し、落札決定を保留した上で落札候補者の入札参加資格があることを確認するものとする。

(2) 指名競争入札の場合、入札調書に記入された最低入札価格が、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であることを確認し、落札決定するものとする。

(3) 簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札の場合、入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者の入札価格が、予定価格の制限の範囲内の価格で、建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札に係る失格基準価格制度に関する事務処理試行要領（平成24年9月25日建技第378号。以下「失格試行要領」という。）第6の規定による失格基準価格以上の価格であることを確認し、落札決定を保留した上で落札候補者の入札参加資格があることを確認するものとする。

(4) 前各号の確認の結果、落札者となるべき者があるときは、落札者が決定した旨並びに落札者名及び落札金額を電子入札システム又は文書により通知するものとする。なお、第3第1項ただし書きによる入札執行においては、入札執行者の告知によることとする。

(くじ引きによる落札者等の決定)

第13 電子入札対象委託業務の入札においては、電子入札システムに装備されている電子くじにより、条件付一般競争入札においては最初の落札候補者を指名競争入札においては落札者（以下「落札者等」という。）を決定するものとする。

2 電子入札対象委託業務以外の入札において、落札者等となるべき同価格又は同点の入札をした者が2人以上あるときは、その旨を入札者に告知するとともに、くじ引きにより落札者等を決定する旨を宣言した後、当該入札者を対象に最初に「くじを引く順序を決めるくじ」を引かせ、その結果により「落札者等を決定するくじ」を引かせて、落札者等を決定しなければならない。

3 前項の場合において、くじを引かない者があるとき、又は郵送により入札した者で、くじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 第2項のくじ引きにより落札者等を決定したときは、入札調書にくじ引きによる決定である旨を記入し、当該入札者に記名押印をさせるものとする。

(入札調書への表示区分)

第 14 入札調書への表示は別表の区分によるものとする。

(入札の結果通知)

第 15 建設技術振興課又は広域振興局の審査指導監において執行した入札の結果は、落札決定後速やかに、入札調書を添えて、所管の業務担当の長に通知するものとする。

2 地方公所（広域振興局等を除く。）において執行した入札の結果は、当該地方公所の所在地を所管する広域振興局の審査指導監に通知するものとする。

附 則（平成22年 6 月29日付け建技第272号）

- 1 この基準は、平成22年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行われた公告その他申込みの誘引に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月22日付け建技第859号）

- 1 この基準は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行われた公告その他の申込みの誘引に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 6 月20日付け建技第163号）

- 1 この基準は、平成24年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行われた公告その他の申込みの誘引に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 7 月 9 日付け建技第217号）

- 1 この基準は、平成24年 7 月11日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行われた公告その他の申込みの誘引に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月27日付け建技第771号）

- 1 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月14日付け建技第835号）

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う業務から適用する。

別表

区 分	表 示
ア 落札候補者を決定した場合	(金 額)
イ 落札候補者がなかった場合	不 調
ウ 条件付一般競争入札において、入札辞退の申し出があった場合	辞 退
エ 現場説明に参加しなかった場合	現説不参
オ 入札に無断で参加しなかった場合	未 受 領
カ 無効となった入札があった場合	無 効
キ 失格となった入札があった場合	失 格
ク 指名停止等による入札参加資格又は入札参加の取消しがあった場合	取 消 し
ケ 入札辞退者若しくは不参加者が多数生じたこと等により入札を打ち切った場合	打 切 り
コ 落札候補となるべき同価の入札をした者が 2 人以上いたため、くじ引きにより落札候補者を決定した場合	く じ (くじを引いて落札候補となった者の記名押印)